

# 「社労夢ハウス」利用規約

株式会社 エムケイシステム（以下、「乙」という）は、乙が提供し、お客様（以下、「甲」という）が利用するASPサービス「社労夢ハウス」について、次の通り定める。

## 第1条（概要）

1. 「社労夢ハウス」とは乙のサービスである。
2. 「社労夢ハウスプラン」とは乙のASPシステムであり、社会保険労務士事務所、又は社会保険労務士が所属する法人に限り、これを利用することができる。

## 第2条（商標等）

1. 乙は甲に対し、「社労夢ハウス」の商標、ロゴ、サービスマーク（以下、「本件商標等」という）の使用を承諾する。
2. 甲は、乙が本件商標等を所有し、その使用に関する排他的権利を有すること、及び乙が商標権、著作権、意匠権その他一切の権利を有することを確認する。

## 第3条（定義）

本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- (1) 本サービス：本利用規約に基づき乙が甲に提供するASPシステム
- (2) 本契約：本利用規約に基づき甲が乙に注文する本サービスの提供に関する契約
- (3) ユーザーID：甲とその他の者を識別するために用いられる符号
- (4) パスワード：ユーザーIDと組み合わせて、甲とその他の者を識別するために用いられる符号

## 第4条（乙の役割）

1. 乙は甲に対し、本サービスを利用する権利を付与する。
2. 乙は甲に対し、本サービスを利用するにあたり、データの保管場所を提供する。
3. 乙は、特定個人情報を含む電子データは取り扱わないものとする。

## 第5条（本サービス）

1. 甲は、「社労夢ハウス」の利用にあたり、乙が提供する「社労夢ハウス」ホームページを利用する事が出来る。
2. 甲は、「社労夢ハウス」の利用にあたり、甲の費用と責任で乙のASPシステムである「社労夢ハウスプラン」を導入する。

システム名	機能名		
社労夢ハウスプラン	手続進捗管理	労働保険	フリーフォーマット
	基本台帳	事務組合	給与計算
	社会保険	電子申請	データ管理
	電子媒体申請	報酬請求	助成金
	雇用保険被保険者	労災給付	マスタ管理

3. 甲は、「社労夢ハウス」の利用にあたり、甲の費用と責任において、甲と甲の顧問先（但し、甲が本利用規約を説明し、これを了承した顧問先に限る）が乙の本サービスである「ネットde顧問」を使用する権利を有する。

システム名	サブシステム名		
ネットde顧問	ネットde賃金	ネットde受付	ネットdeスケジュール
	ネットde明細	ネットde台帳	
	ネットde就業	ネットde規則	

## 第6条（契約の成立）

1. 甲は本利用規約に同意し、乙が甲に交付する本契約に必要な事項を記載し、甲乙双方の記名・押印がなされた原本が保管されることで成立する。
2. 甲は「ネットde顧問」を利用するに当たり、乙が交付する「ネットde顧問」申込書・機器注文書に必要な事項を記載し、署名・押印した上で乙に原本、又はFAXにて提出する。乙は7日以内に異議を申し立てない場合、「ネットde顧問」申込書・機器注文書を受領したものと見做す。
3. 本条第2項及び3項は、甲乙間において本契約が締結済であることが前提である。
4. 乙は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、甲が次の各号の何れかに該当する場合には、本契約を締結しないことができる。
  - (1) 利用申込内容、又は利用変更申込内容に虚偽の記載、誤記があったとき、又は記入漏れがあったとき
  - (2) 金銭債務その他本利用規約等に基づく債務の履行を怠る恐れがあるとき
  - (3) その他乙が不適当と判断したとき
6. 甲は、乙が必要と判断した場合、乙が指定する甲に関する資料を提供する。

## 第7条（初期費・月額利用料金）

1. 初期費は、本サービスにおける設定の完了を示す書面を乙が甲から入手した当該月末に請求書を発行し、甲は、乙が指定する期日までに次の何れかの方法で支払うものとする。
  - ・現金振込：乙が指定する銀行口座への振り込みによる支払
  - ・クレジットカード決済：乙が承認したクレジット会社の発行する甲保有のクレジットカードによる支払
2. 乙は、月額利用料金の発生当該月の月末に請求書を発行し、甲は、乙が指定する期日までに次の何れかの方法で支払うものとする。
  - ・口座振替：乙が指定する期日に甲が指定する預金口座から自動引落しによる支払

- ・クレジットカード決済：乙が承認したクレジット会社の発行する甲保有のクレジットカードによる支払

#### 第8条（ネットde顧問利用料金）

1. ネットde賃金の月額利用料金は、ID数に応じて発生し、乙は当該月末に甲に請求し、甲は当該月の翌月末までに支払うものとする。
2. ネットde就業の月額利用料金は、甲事務所全体（甲及び顧問先も含む）で月額 利用人数1千名まで無償とする。但し、1千名を超過した場合、1千名単位毎に月額2万円を甲は乙に支払うものとする。乙は甲に当該月末に請求し、甲は当該月の翌月末までに支払うものとする。
3. ネットde明細の月額利用料金は、甲事務所全体（甲及び顧問先も含む）で月額 利用人数1千名まで無償とする。但し、1千名を超過した場合、1千名単位毎に月額2万円を甲は乙に支払うものとする。乙は甲に当該月末に請求し、甲は当該月の翌月末までに支払うものとする。
4. ネットde受付、ネットde台帳、ネットde規則、ネットdeスケジュールの利用料は無償とする。
5. 甲は、ネットde顧問の利用に際し、支払いが発生する場合、次の何れかの方法で支払うものとする。
  - ・口座振替：乙が指定する期日に甲が指定する預金口座から自動引落しによる支払
  - ・クレジットカード決済：乙が承認したクレジット会社の発行する甲保有のクレジットカードによる支払

#### 第9条（通知）

1. 乙から甲への通知は、本契約等に特段の定めのない限り、通知内容を甲が乙に届け出たメールアドレス、及び連絡先に電子メールや書面で通知する、又は乙のホームページに掲載するなど、乙が適当と判断する方法により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき、乙から甲への通知を電子メールの送信、又は乙のホームページへの掲載の方法により行う場合には、甲に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信、又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。

#### 第10条（利用規約の変更）

1. 乙は、本利用規約を随時変更することができる。なお、この場合には、甲の利用条件、その他本利用規約の内容は、変更後の新たな利用規約を適用する。
2. 乙は、前項の変更を行う場合には、3カ月の予告期間において、変更後の新たな利用規約の内容を甲に通知する。
3. 前項に関わらず、乙が本利用規約の変更内容が甲の不利益にならないと判断した場合には、乙は、1カ月の予告期間において、変更後の新たな利用規約の内容を甲に通知できるものとする。

#### 第11条（権利義務譲渡の禁止）

甲は、あらかじめ乙の書面による承諾が無い限り、本利用規約上の地位、本利用規約に基づく権利、又は義務の全部、又は一部を他に譲渡してはならないものとする。

#### 第12条（変更通知）

1. 甲は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込内容の甲にかかわる事項に変更があるときは、乙に通知する。
2. 乙は、甲が前項に従った通知を怠ったことにより、甲が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。

#### 第13条（一時的な中断及び提供停止）

1. 乙は、次の各号の何れかに該当する場合、甲への事前の通知、又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとする。
  - (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
  - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 乙は、本サービス設備等の定期点検を行うため、甲に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとする。
3. 乙は、甲が第16条（乙からの本契約の解約）の何れかに該当する場合、又は甲が利用料金未払い、その他本利用規約等に違反した場合、甲への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部、又は一部の提供を停止することができるものとする。
4. 乙は、前各項に定める事由の何れかにより本サービスを提供できなかったことに関して、甲、又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとする。

#### 第14条（利用期間）

1. 本契約の有効期間は、契約日から設定完了日の翌月1日を基準とし、12カ月後の末日までとし、初回の契約期間は解約できないものとする。但し、期間満了の3カ月前までに、甲又は乙の何れからも解約の申出がない場合は、1年間延長できるものとし、以後も同様とする。
2. 乙は、本サービスの利用期間満了の3カ月前までに、甲に本契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの種類、内容及び料金、その他本契約内容を変更することができるものとする。

#### 第15条（甲からの本契約の解約）

甲は、解約希望日の3カ月前までに乙が定める方法により乙に通知することにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとする。但し、契約開始1年目は解約出来ないものとする。

#### 第16条（乙からの本契約の解約）

1. 乙は、甲が次の各号の何れかに該当すると判断した場合、甲への事前の通知若しくは催告を要することなく本契約の全部若しくは一部を解約することができるものとする。
  - (1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申し立てがあったとき、又は、租税滞納処分を受けたとき
  - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、又は、精算に入ったとき
  - (4) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

- (5) 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、又は、転廃業しようとしたとき
  - (6) 利用契約に基づく債務を履行せず、乙から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に履行しないとき
  - (7) その他利用規約を遵守しないとき
2. 甲は、前項による本契約の解約があった時点において未払いの利用料金等、又は支払遅延損害金がある場合には、乙が定める日までにこれを支払うものとする。

#### 第17条（本サービスの廃止等）

1. 乙は、次の各号の何れかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって本契約の全部、又は一部を解約することができるものとする。
  - (1) 廃止日の12カ月前までに甲に通知した場合
  - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項に基づき、本サービスの全部又は一部を廃止する場合、乙は既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて、甲に返還するものとする。

#### 第18条（契約終了後の処理）

1. 甲は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって乙から提供を受けたソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じとする）を本契約終了後、直ちに乙に返還し、甲設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、甲の責任で消去するものとする。
2. 乙は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって甲から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じとする）を本契約終了後、直ちに甲に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、乙の責任で消去するものとする。

#### 第19条（本サービスに関して）

1. 乙は、本サービスの種類及びその内容を変更することができる。このとき、甲は、当該サービスの種類及びその内容の変更があることを了承するものとし、本サービスの内容は変更後の内容となるものとする。
2. 甲は、利用規約等に基づいて本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾する。
3. 本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとする。

#### 第20条（再委託）

乙は、甲に対する本サービスの提供に関して、必要となる業務の全部又は一部を乙の判断にて第三者に再委託することができる。この場合、乙は、当該再委託先（以下、「再委託先」という）に対し、第28条（機密情報の取り扱い）及び第29条（個人情報の取り扱い）のほか、当該再委託業務遂行について利用規約等、所定の乙の義務と同等の義務を負わせるものとする。

#### 第21条（月額利用料金の支払義務）

1. 甲は、本契約が成立した月の翌月から起算して本契約の終了月までの期間について、利用料金及びこれにかかる消費税等を本契約等に基づき支払うものとする。なお、甲が本条に定める支払を完了しない場合、乙は、第13条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとする。
2. 利用期間において、第13条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、利用期間中の月額利用料金、及びこれにかかる消費税等の支払を要する。但し、乙の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下、「利用不能」という）が24時間以上となる場合、利用不能の日数（1日未滿は切り捨て）に対応する月額利用料金、及びこれにかかる消費税相当額については、この限りでないものとする。

#### 第22条（自己責任の原則）

1. 甲は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決する。甲が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とする。
2. 本サービスを利用して甲等が提供、又は伝送する情報（コンテンツ）については、甲の責任で提供されるものであり、乙はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。
3. 甲は、甲等がその故意、又は過失により乙に損害を与えた場合、乙に対して、当該損害の賠償を行うものとする。

#### 第23条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 甲は、自己の費用と責任において、乙が定める条件にて甲設備を設定し、甲設備及び本サービス利用のための環境を維持する。
2. 甲は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して甲設備をインターネットに接続する。
3. 甲設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、乙は甲に対して本サービスの提供の義務を負わないものとする。
4. 乙は、乙が本サービスに関して保守、運用上、又は技術上必要であると判断した場合、甲等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等、必要な行為を行うことができるものとする。

#### 第24条（ユーザーID及びパスワード）

1. 甲は、ユーザーID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないと共に漏洩することのないよう、厳重に管理（パスワードの適宜変更を含む。）する。ユーザーID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により、甲自身及びその他の者が損害を被った場合、乙は一切の責任を負わないものとする。
2. 第三者が甲のユーザーID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は甲の行為と見做されるものとし、甲はかかる利用について利用料金の支払その他の債務一切を負担する。また、当該行為により乙が損害を被った場合、甲は当該損害を補填する。但し、乙の故意、又は過失によりユーザーID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではないものとする。

## 第25条（禁止事項）

1. 甲は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を行わないものとする。
  - (1) 乙若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
  - (2) 本サービスの内容や本サービスにより情報を改ざん、又は消去する行為
  - (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
  - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は乙若しくは第三者に不利益を与える行為
  - (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (6) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、又は掲載する行為
  - (7) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはその恐れのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
  - (8) 第三者の設備等、又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与える恐れのある行為
  - (9) その行為が前各号の何れかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 甲は、前項各号の何れかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合、直ちに乙に通知する。
3. 乙は、本サービスの利用に関して、甲等の行為が第1項各号の何れかに該当すること、又は甲等の提供した情報が第1項各号の何れかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に甲に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとする。但し、乙は、甲等の行為、又は甲等が提供、又は伝送する（甲の利用と見做される場合も含む）情報（データ、コンテンツを含む）を監視する義務を負うものではないものとする。

## 第26条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しない事を確約する。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等
  - (6) 威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、その他社会的に非難される集団、個人
  - (7) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に掲げる行為を行わない事を表す。
  - (1) 暴力的な手法による要求をする事
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求をする事
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる事
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙及びお客様の信用を毀損し、又は乙若しくはお客様の業務を妨害する事
  - (5) 反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせる事
  - (6) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず資金提供を行う事
  - (7) 第三者が反社会的勢力と知りながら、当該第三者と取引を行う事
  - (8) 代表者等が犯罪行為に関連する行為若しくは公序良俗に違反するような行為を行い、あるいは幫助する事
  - (9) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合、直ちに相手方にその旨を通知しなければならないものとする。
4. 甲及び乙は、互いに相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならないものとする。
5. 甲及び乙は、相手方が本条に違反した場合、何らの催告なしに直ちに甲乙間で締結した一切の契約を解除する事ができるものとする。
6. 甲及び乙は、前項に基づき契約を解除した事により、相手方に発生した損害について、賠償責任を一切負わないものとする。

## 第27条（乙の義務等）

1. 乙は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供する。但し、本契約等に別段の定めがあるときはこの限りではないものとする。
2. 乙は、本サービス用設備等について、障害があることを知ったときは、遅滞なく甲にその旨を通知する。
3. 乙は、乙の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理し、又は復旧を行うものとする。
4. 乙は本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する乙が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理、又は復旧を指示する。
5. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議の上、各自の行うべき対応措置を決定した上でそれを実施する。

## 第28条（機密情報の取り扱い）

1. 甲及び乙は、本サービス遂行のために相手方より提供を受けた情報のうち、相手方が特に機密である旨をあらかじめ明示した情報（以下、「機密情報」という）を第三者に開示、又は漏洩しないものとする。但し、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号の何れかに該当する情報についてはこの限りではないものとする。
  - (1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、機密情報のうち法令の定めに基づき、又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先、又は当該官公署に対して開示することができるものとする。この場合、甲及び乙は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知することができない場合は開示

後すみやかにこれを行うものとする。

3. 機密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等を相手方に返還し、機密情報が甲設備、又は本サービス用設備に蓄積されている場合、これを完全に消去する。
4. 本条の規定は、利用契約終了後、3年間有効に存続する。

#### 第29条（個人情報の取り扱い）

1. 甲及び乙は、本サービス遂行のために相手方より提供を受けた営業上、その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいう）を本サービスの遂行目的（第32条第2号の「データ処理」を含む）の範囲内でのみ使用し、第三者に開示、又は漏洩しないものとし、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め、関連法令を遵守する。
2. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続する。

#### 第30条（守秘義務）

乙は甲の顧問先に係るデータは、以下の各号の場合を除き、甲の許可なく使用し、又は第三者に開示してはならないものとする。

- (1) 第28条（機密情報の取り扱い）2項の場合。
- (2) 乙が甲などに提供する統計資料作成に係るデータ処理を行う場合。但し、顧問先企業及び顧問先個人情報を特定することが不可能となる措置を施すことを条件とする。

#### 第31条（損害賠償）

1. 乙は、乙の責に帰すべき理由により、甲に対して本サービスを提供できなかったときには、損害賠償責任を負うものとし、乙が甲に支払う金額は以下の計算式によるものとする。  
・ 支払い金額＝本サービスを提供出来なかった日数×（甲が支払う月額利用料金÷30）
2. 乙が、第28条（機密情報の取り扱い）及び第29条（個人情報の取り扱い）の規定に違反したときは、甲は乙に対して損害賠償及び甲が必要と認める措置を請求できるものとする。

#### 第32条（免責）

1. 本サービス、又は本契約等に関して乙が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限るものとし、乙は、以下の各号の事由により甲、又は甲の顧問先等に発生した損害について、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず、賠償の責任を負わないものとする。
  - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
  - (2) 甲設備の障害、又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等甲の接続環境の障害
  - (3) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス、又はアタック、通信経路上での傍受
  - (4) 本サービス用設備のうち乙の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害
  - (5) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
2. 乙が提供する本サービスのソフトウェアについて、甲及び甲の顧問先は、甲及び甲の顧問先が予定している利用目的への適合性、バグ等の不具合がないことを保証するものではないことを承諾する。また、甲及び甲の顧問先は本サービスの利用結果について、乙に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

#### 第33条（準拠法）

本契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

#### 第34条（合意管轄裁判所）

甲と乙の間で本利用規約に関して紛争が生じたときは、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所と定めるものとする。

以 上

利用規約変更制定日 2023年5月29日